

表 1 - 6 標識車の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案） （昭和46年 5 月27日）の①に準ずる（③に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定する。
標識のベース車両	2 t トラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

2) 交通誘導警備員

- ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工所用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- ③ 受注者は、交通誘導警備員のうち 1 人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。
また、三重県内における以下の25路線（以下「指定路線」という。）においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を 1 人以上配置しなければならない。
なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者とできる。

路 線

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 一般国道 1 号 | 14 県道四日市楠鈴鹿線 |
| 2 一般国道23号 | 15 県道四日市鈴鹿環状線 |
| 3 一般国道25号 | 16 県道津関線 |
| 4 一般国道42号 | 17 県道久居美杉線 |
| 5 一般国道163号 | 18 県道松阪久居線 |
| 6 一般国道165号 | 19 県道伊勢磯部線 |
| 7 一般国道166号 | 20 県道鳥羽松阪線 |
| 8 一般国道258号 | 21 県道宮妻峽線 |
| 9 一般国道260号 | 22 県道松阪第 2 環状線 |
| 10 一般国道306号 | 23 県道上海老茂福線 |
| 11 一般国道365号 | 24 県道上浜高茶屋久居線 |
| 12 一般国道421号 | 25 県道四日市菰野大安線 |
| 13 一般国道477号 | |

（参考）平成27年 3 月17日付け三重県公安委員会告示第27号（平成27年 9 月17日施行）

- ④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。